

都監委告示第1号

平成30年8月6日

監査結果に基づく措置状況等の公表について

地方自治法第199条第12項の規定により、定期監査、  
財政援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき措置を講じ  
た旨の通知があったので、その内容について公表する。

都 城 市 監 査 委 員  
都 城 市 監 査 委 員  
都 城 市 監 査 委 員

新井 克美  
上之園 謙之  
黒木 優一  
監査委員印

## 1 業務委託契約等の履行確認について

監査の意見	<p>完了検査に合格したものでなければ、契約に係る支出の手続を行うことができない（財務規則第 139 条第 1 項）。したがって、担当者は、業務委託の履行確認の行為を励行することはもちろん、その履行確認の事実を明らかにし、もって市民に対する説明責任を果たすことに留意されたい。</p> <p>（平成 29 年度定期監査報告書 3 ページ）</p>
措置状況等	<p>都城市役務提供契約約款第 13 条の規定により、受注者からの完了報告を受けた発注者は、業務等の履行内容がこの契約の内容に適合するものであるかどうかの検査を行うこととしている。また、検査事務の取扱いについては、都城市物品等検査事務規程を定めており、同規定に基づいて、各発注課の検査員が履行確認を行うこととしている。</p> <p>上記規定に基づく適正な検査事務の取扱いがなされるよう各発注課に周知する。</p> <p>また、今後発注される業務等については、仕様書等において検査のために必要な報告書、写真等の提出について明記し、確実な履行の確認、検査を行うよう各発注課に周知する。</p>

（回答課 契約課）

## 2 補助金等の交付・確定事務について

監査の意見	<p>補助金等交付規則第13条に規定する「市長が別に定める書類」として、①については「平成28年度『ONE+NAT ION in都城』開催費補助金交付要項」第6項第3号において、②については「平成28年度大相撲都城場所開催補助金交付要項」第6項第3号において、それぞれ添付書類として領収書の写しを規定している。しかし、いずれの事例も、領収書の写しの提出に代えて、担当者による「領収書・帳簿確認書」を作成していた。領収書（写し）の提出の要否は、補助金等の交付に関する要綱（要項）ごとに取扱いが異なっている。しかし、補助金の額の確定に当たっては、領収書（写し）は必要不可欠な証拠である。</p> <p>したがって、領収書（写し）については、補助金等交付規則を改正し、提出を義務付けるべきである。</p> <p>（平成29年度定期監査報告書3から4ページ）</p>
措置状況等	<p>補助金の中には、運営費助成的なもの、奨励金的なものなど領収書の徴収ができない補助金も多数あり、都城市補助金等交付規則を改正し、一律に領収書（写し）の提出を義務付けることは不可能である。</p> <p>そのため、領収書の徴収が可能な補助金については、補助金交付要綱領収書の添付を定め、今後も提出を徹底していく一方で、運営費助成等の補助金は、補助金交付要綱において領収書に代えて事業実績報告書及び収支決算書等の提出を求め、補助金の適正支出に努めているところである。</p>

（回答課 財政課）

### 3 行政財産の目的外使用等について

監査の意見	<p>行政財産の目的外使用等については、毎年、今回と同様の指摘をしている。担当者は、関係する法令等に基づく事務処理を励行されたい。特に、事務の引継ぎ、所管換え等財産の事務取扱いの変更があった場合は、留意されたい。</p> <p>使用料条例第2条第2項は、「使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる」と規定しているが、道路占用料条例（他の条例において準用する場合を含む。）については、1円未満の端数については、切り捨てる旨を規定している。使用料等について、端数処理が異なることは、市民の費用負担の不公平や事務処理の過誤につながるので、統一すべきではないか。</p> <p>（平成29年度定期監査報告書6ページ）</p>
措置状況等	<p>都城市道路占用料徴収事務に関する取扱指針において、端数計算については、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」第2条に基づき円未満の端数は切り捨てるとしている。</p> <p>端数計算以外の占用数量の基本的な考え方、占用期間及び減額措置等についても、国・県道の道路占用料徴収方法を準用しており、現行のままの1円未満切捨てとしている。</p> <p>一方、使用料条例については、市民負担の軽減及び窓口事務の円滑化の観点から、現行のまま10円未満切捨てとしたい。</p> <p>なお、根拠条例等に基づき、主管課が策定しているマニュアル等について施設所管課へ周知徹底し、徴収過誤事案の防止等を図る。</p> <p>（回答課 財政課・管財課・維持管理課・道路公園課）</p>

#### 4 収入における随意契約を締結する際の理由書作成に係る財務規則の整備について

監査の意見	<p>自治令及び財務規則上、随意契約は、支出のみならず収入についても適用があることは上記（1）で述べたとおりである。しかし、財務規則第161条第3項は、随意契約理由書の作成について、「支出の原因となる契約」のみを規定している。そうすると、この規定の文字解釈として、「収入の原因」となる随意契約については、適用がないことになる。</p> <p>しかし、随意契約をする場合に、随意契約理由書を作成する趣旨は、支出のみならず収入についても同様である。したがって、財務規則を改正し、「収入の原因」となる随意契約についても随意契約理由書を作成すべき旨を明らかにする必要がある。</p> <p>（平成29年度定期監査報告書6ページ）</p>
措置状況等	<p>現在、本市においては、都城市財務規則第160条第1項に定める額を超える随意契約のうち、支出の原因となる契約（交際費、公有財産購入費、貸付金、補償補填及び賠償金から支出を行うものを除く。）をしようとするときに、随意契約理由書を作成している。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、都城市財務規則及び都城市事務決裁規則を改正し、「収入の原因」となる少額随意契約以外の随意契約についても随意契約理由書を作成するよう、平成30年度中に規則の整備をする予定である。</p>

（回答課 契約課）

## 5 電（話）柱の行政財産目的外使用許可の事務処理について

監査の意見	<p>昨年度の監査意見において、行政財産目的外使用のうち、電（話）柱の設置許可等に関する事務処理については、継続性があること、相手方が限定されていること、所管ごとに判断基準を異にすることはないこと、設置許可等の件数が膨大であること、そして、過誤事例が非常に多いこと等から、コンピュータ処理を前提として、その土地を管理する所管課ごとに許可等を行うのではなく、許可等窓口の一本化を検討すべきではないかとの意見を述べたところ、市長からは、これらの設置及び使用料については所管課で使用許可等の事務処理をするのが相当である旨の回答があった。</p> <p>しかしながら、監査委員が意見を述べた趣旨は、許可等の主体や使用料の金額の統一ではなく、事務手続の簡素合理化を図るための統一である。所管課は、電（話）柱等の設置許可事務について、それぞれの法令等に基づいて処理している。また、所管課は、使用料条例に基づいて使用料を、道路占用料条例、都市公園条例、都市公園以外の条例等に基づいて占用料を、それぞれ徴収している。</p> <p>電（話）柱の許可申請者が九州電力株式会社、西日本電信電話株式会社等に限定され、また、許可申請件数が膨大であることに鑑み、事務処理の効率化、徴収過誤事案の防止等を図る観点から、使用許可等の申請書及び許可書等の様式や使用料等の積算方法等の事務手続について、一体的な取扱いを検討すべきではないか。</p> <p>（平成29年度定期監査報告書7ページ）</p>
措置状況等	<p>事務の効率化及び徴収過誤事案の防止等を図る観点から、根拠条例等に基づき、主管課が策定しているマニュアル等について、施設所管課へ周知徹底し、事務取扱を統一する。</p> <p style="text-align: right;">（回答課 管財課・維持管理課）</p>

## ○ 財政援助団体等監査報告に基づく措置状況等（1）

監査の意見	<p>指定管理者制度導入後十余年が経過した現在、更なる指定管理施設の利用促進及び住民サービスの向上に資するよう基本協定書等の見直しが求められる。また、指定管理業務の大部分を第三者へ委託している施設もあり、このようなケースについては、指定管理者制度導入の是非についても検討する必要がある。</p> <p>(平成29年度財政援助団体等監査報告書8ページ)</p>
措置状況等	<p>モニタリングを通じて、施設所管課で指定管理者の管理運営について適正化を図っているところであるが、指定管理者制度導入のメリットが最大限享受できるよう、基本協定等の見直しを隨時実施することとする。</p> <p>また、指定管理者制度に関しては、単なる施設の管理にとどまらず、民間ノウハウを活かした自主事業の実施等による住民サービスの向上への期待も高いところである。そのため、住民サービスの向上を図る上で、第三者委託の範囲が適正であるかも踏まえ、モニタリング等を通じ、総合的に指定管理者制度導入の是非を判断していく。</p> <p style="text-align: right;">(回答課 総合政策課)</p>

## ○ 財政援助団体等監査報告に基づく措置状況等（2）

監査の意見	<p>基本協定書に違反した指定管理業務の実態が見受けられた。指定管理者は、基本協定書に基づく業務遂行が求められる。そして、所管課は、指定管理者が基本協定書に基づいた業務を行っているか否かをモニタリング等を通じて、適時適切に指導する必要がある。</p> <p>(平成29年度財政援助団体等監査報告書8ページ)</p>
措置状況等	<p>施設所管課向けの担当者説明会等の機会を通じ、実効性の高いモニタリングが実施されるよう、周知徹底を図った。</p> <p>(回答課 総合政策課)</p>

## ○ 財政援助団体等監査報告に基づく措置状況等（3）

監査の意見	<p>今回の監査の対象とした指定管理者のうち、2団体の収支決算書の内容が収支均衡となっていた。これを受け、監査委員が「指定管理者制度導入施設の管理運営状況等（平成28年度実績）」を調査した結果、「収支差額」を「0円」としていた施設が23件あった。所管課は、指定管理者から提出のあった収支決算書の審査に当たつては、当該指定管理施設に関する損益の有無を確認する必要がある。</p> <p>（平成29年度財政援助団体等監査報告書8ページ）</p>
措置状況等	<p>平成29年12月27日に「指定管理施設における適正な決算処理について（通知）」を発出し、各指定管理施設の収支においては、基本的に損益が発生するととの認識のもと、施設所管課において適正な収支決算書の審査に当たるよう通知するとともに、2月の部課長会においても、指定管理者の決算状況の適切な把握を行うよう、部課長への周知を図ったところである。</p> <p>このことについては、施設所管課向けの担当者説明会でも、再度の説明を実施した。</p> <p style="text-align: right;">(回答課 総合政策課)</p>

## ○ 財政援助団体等監査報告に基づく措置状況等（4）

監査の意見	平成 29 年 2 月に「財務諸表に係る研修会」を開催したことは、評価することができる。毎年、人事異動等による担当者の交代もあることから、今後とも継続的な取組を期待する。  (平成 29 年度財政援助団体等監査報告書 8 ページ)
措置状況等	財務諸表に係る研修については、実効的なモニタリング体制が構築できるよう、検討を深めており、平成 30 年度の上半期には、研修を再度実施する予定としている。  (回答課 総合政策課)

## ○ 平成 29 年度行政監査報告に基づく措置状況等(1)

監査の意見	<p>私債権管理に係る具体的な職務権限の定めについて見てみると、これが明らかでない課が散見された（第4の1参照）。私債権を適正に管理するためには、市長部局は都城市行政組織規則において、また、教育委員会は都城市教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則において、それぞれ債権管理事務に関する職務権限、事務分掌及び事務分担について明確にすべきである。</p> <p>（平成 29 年度行政監査報告書 21 ページ）</p>
措置状況等	<p>平成 30 年度当初作成の事務分担表において、債権所管課に対し監査指摘事項の周知を図り、修正を行った。（一部未対応があり今後修正を行う予定。）</p> <p>都城市行政組織規則は、次期改正時に所要の改正を行う予定（30 年度末予定）</p> <p style="text-align: right;">（回答課 納税管理課）</p>

## ○ 平成 29 年度行政監査報告に基づく措置状況等(2)

監査の意見	<p>私債権の管理に関する事務は、専門性が求められ、自治法、民法、債権に関わる個別事項の知識を習得したいという意見が多数あった（【表6 本件調査票II⑧集計】参照）。</p> <p>強制徴収公債権については、直ちに、滞納処分の手続をとことができるのでに対して、非強制徴収公債権及び私債権については、訴訟手続を経て債務名義を取得しなければ強制執行をすることができない。したがって、私債権については、訴訟手続を経て債務名義を取得する必要があることから、債権の管理とは別に、訴訟手続に関する知識の習得が望まれる。</p> <p>（平成 29 年度行政監査報告書 21 から 22 ページ）</p>
措置状況等	<p>訴訟手続を円滑に進めることを目的とした研修会等の案内を行っている。</p> <p>具体的には市町村アカデミー（千葉県千葉市）及び全国市町村国際文化アカデミー（滋賀県大津市）への派遣研修への参加の呼びかけを実施。</p> <p>また、各課への債権管理の手法を教示する立場の債権管理担当においても先行団体の事例等の研究や派遣研修への参加を積極的に行い業務の質・量の拡大を図る。</p> <p>（回答課 納税管理課）</p>

## ○ 平成 29 年度行政監査報告に基づく措置状況等(3)

監査の意見	<p>債権規則第3条は、債権管理簿について、その記載事項を定めているものの、様式は定めていない。なお、納税管理課は、「債権管理様式」において、「債権管理簿の標準様式」を定めている。</p> <p>本市として、組織的かつ統一的な債権管理を図るために、債権規則において、債権管理簿の様式を定めるべきである。</p> <p>(平成 29 年度行政監査報告書 22 から 23 ページ)</p>
措置状況等	<p>各債権所管課においては、既存のシステムや Excel 等でその業務に沿った債権管理を行っており、債権管理簿の機能を持つ帳票類を実際に運用している状況である。納税管理課としては、既存の帳票類において債権管理規則第 3 条に規定されている債権管理簿の記載事項を網羅していれば様式を定型化する必要はないと考えており、特段の措置を行う予定はない。</p> <p>しかしながら、債権管理簿の記載事項が欠落している帳票類で債権管理を行っている場合は、改善するための措置を求める。</p> <p>(回答課 納税管理課)</p>

## ○ 平成 29 年度行政監査報告に基づく措置状況等(4)

監査の意見	<p>自治法第 231 条の 3 第 2 項は、「条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。」と規定している。これを受け、債権条例第 7 条は、公債権の延滞金について、「債務者が督促状で指定された日までに納付しないときは、延滞金を徴収する。」と規定しているが、私債権については何ら明らかにしていない。</p> <p>一方、自治令第 171 条の 6 第 2 項は、履行期限を延長する特約をする場合は、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金を徴収すべき旨を規定している。</p> <p>私債権の損害賠償金については、民法の規定に基づくことになり（民法第 415 条）、その額は、条例に規定のない場合、法定利率（民法第 404 条、第 419 条第 1 項の規定に基づき年 5 パーセント）による。</p> <p>これらのことから私債権においても、遅延損害金の徴収について、公債権の延滞金と同様に、債権条例において規定すべきである（現行のままでは、遅延損害金を徴収することができないと誤解されるおそれがある。）。</p> <p>（平成 29 年度行政監査報告書 23 ページ）</p>
措置状況等	<p>現時点では、法定利率を適用することとしているので、特段の措置を行う予定はない。</p> <p>一方、個別条例において独自の利率を採用している債権も存在するため、市としての利息の率について統一を図るための検討を開始する。その議論が展開していく中で、債権管理条例にて規定の必要が認められれば、債権管理条例の改正も検討したい。</p> <p>（回答課 納税管理課）</p>

## ○ 平成 29 年度行政監査報告に基づく措置状況等(5)

監査の意見	<p>保証契約（連帯保証人を 1 人又は 2 人）を締結していた対象私債権は、7 件であった（本件集計表⑤参照）。連帯保証人の必要性の有無については、個々の債権ごとに検討すべきである。</p> <p>連帯保証人が死亡した場合は、その相続人に対して請求する必要がある（民法第 896 条本文）。また、連帯保証人が行方不明又は無資力状態である場合は、新たな連帯保証人を求めるなどの措置を検討すべきである。</p> <p>（平成 29 年度行政監査報告書 23 ページ）</p>
措置状況等	<p>連帯保証人の必要性の有無について、債権所管課と検討を行う。</p> <p>連帯保証人の死亡等が発生した場合の適切な対処方法について、債権所管課に対する助言及び教示、相談体制をより充実させていくこととする。</p> <p>（回答課 納税管理課）</p>

## ○ 平成 29 年度行政監査報告に基づく措置状況等(6)

監査の意見	<p>債権条例及び債権規則においては、訴訟手続の具体的な方法については何ら規定されていない。そして、債権マニュアルでは、「7 滞納処分／強制執行等《義務規定》」において「地方公共団体の債権について督促をした後相当な期間を経過してもなお納付がなされない場合は、強制徴収公債権については滞納処分により、非強制徴収公債権及び私債権については裁判手続により債権回収を行わなければなりません」と記述しているものの、具体的な訴訟手続について、どのように行うのか、裁判所への申立ては、どのような様式で行うのか等が明らかでない。</p> <p>(平成 29 年度行政監査報告書 28 ページ)</p>
措置状況等	<p>債権管理マニュアルの「7 滞納処分／強制執行等《義務規定》」の強制執行等の説明において、訴訟手続手順を追加し、支払督促、少額訴訟等の具体的な様式を標準様式としてマニュアル後記に記載するなど、債権管理マニュアルの記載内容の拡充を今後行う。</p>

(回答課 納税管理課)

## ○ 平成 29 年度行政監査報告に基づく措置状況等(7)

監査の意見	<p>履行期限が延長されると、債務者は、期限の利益を得たことになる（当初の支払期限を超えた期間について遅延損害金が発生しないとともに、債務者は、資金の運用利益を得ることになる。）。国の債権管理については、国の債権の管理等に関する法律第 26 条第 1 項本文において、歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、原則として、担保を提供させ、かつ、利息を附する旨規定されているが、自治令にはこのような明文の規定はない。一般的に納期限までに支払がない場合については、市の予算管理上は、歳入されないこととなり、歳出予算の執行に影響を与えることとなる。このことから履行延期の特約をした場合には、延納利息を徴収することを検討すべきではないか。</p> <p>（平成 29 年度行政監査報告書 29 から 30 ページ）</p>
措置状況等	<p>履行延期の特約をした場合の延納利息の徴収について、先行団体の事例等を研究していく。</p> <p>（回答課 納税管理課）</p>